

開発・宅造・道路位置指定申請手数料一覧表

(特記なき限り、平12.4.1施行)

都市計画法関係

29 条	開発許可 手数料	面積	1,000㎡未満	1,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 6,000㎡未満	6,000㎡以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上 30,000㎡未満	30,000㎡以上 60,000㎡未満	60,000㎡以上 100,000㎡未満	100,000㎡以上	
		自己用住居	10,000円	26,000円	51,000円	100,000円	150,000円	210,000円	260,000円	360,000円	
		自己用業務	15,000円	36,000円	77,000円	140,000円	240,000円	320,000円	400,000円	560,000円	
		非自己用	100,000円	150,000円	230,000円	310,000円	460,000円	600,000円	780,000円	1,000,000円	
35 条の2	開発変更許可	I 面積の変化なし	従前の面積に対応する金額×1/10							(最高限度額は、1,000,000円) I～IVのいずれか一つ で金額算定	
		II 面積減少	変更後の面積に対応する金額×1/10								
		III 面積増	① 従前の面積に対応する金額×1/10 + 増えた面積に対応する金額 ② 増えた面積に対応する金額(設計変更なしで面積のみ増える場合)								
		IV 面積増減	従前の面積から減少分を差し引いた面積に対応する金額×1/10 + 増えた面積に対応する金額								
		V その他の変更	工区変更・工事施行者変更(自己用業務で1線以上・非自己用) 予定建築物の変更								12,000円
43 条1項	建築許可	面積	1,000㎡未満	1,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 6,000㎡未満	6,000㎡以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上	41条2項ただし書き 35条の2第4項		54,000円	
		手数料	7,700円	21,000円	44,000円	77,000円	110,000円	42条1項ただし書き		29,000円	
45 条	地位承継 手数料	面積	10,000㎡未満	10,000㎡以上	37条第1号 建築承認(平15.4.1施行)		2,000円	施行規則 第60条証明 (平15.4.1施行)	許可を受けたことの証明		980円
		自己用住居	2,100円		47条開発登録簿の 写しの交付		用紙1枚		許可を受ける 必要のないことの証明		4,800円
		自己用業務	2,100円	3,200円							
非自己用	21,000円				510円						

宅地造成等規制法関係

8 条	宅造許可 手数料	切土または盛土する面積										
		500㎡以内	500㎡を超え 1,000㎡以内	1,000㎡を超え 2,000㎡以内	2,000㎡を超え 5,000㎡以内	5,000㎡を超え 10,000㎡以内	10,000㎡を超え 20,000㎡以内	20,000㎡を超え 40,000㎡以内	40,000㎡を超え 70,000㎡以内	70,000㎡を超え 100,000㎡以内	100,000㎡を 超えるもの	
		13,000円	23,000円	33,000円	51,000円	73,000円	120,000円	180,000円	270,000円	360,000円	460,000円	
12 条	宅造変更許可	I 面積の変化なし	従前の面積に対応する金額×1/10							(※面積=切土または盛土する面積)		(平19.4.1施行) (最高限度額は460,000円) I～IVのいずれか一つで 金額算定
		II 面積減少	変更後の面積に対応する金額×1/10									
		III 面積増	① 従前の面積に対応する金額×1/10 + 増えた面積に対応する金額 ② 増えた面積に対応する金額(設計変更なしで面積のみ増える場合)									
		IV 面積増減	従前の面積から減少分を差し引いた面積に対応する金額×1/10 + 増えた面積に対応する金額									
		V その他の変更	切土または盛土の土地に係らないその他の変更							12,000円	I～IVと同時の場合は加算	
施行規則第30条		許可を受けたことの証明				980円						
		許可を受ける必要のないことの証明				4,800円						

建築基準法関係

42条1項5号(大阪府建築基準法施行条例第72条) 道路の位置指定及び当該指定道路の変更及び廃止 (平15.4.1施行)	77,000円	
--------------------------------------------------------------------	---------	--